

写

津市環保第 1144 号

令和 3 年 3 月 26 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰



(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

このことについて、令和 3 年 2 月 10 日付け環生第 16 - 170 号で、環境影響評価法第 10 条第 2 項の規定に基づきご照会がありました(仮称)青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり回答します。

津市環境部環境保全課環境保全担当
電話番号 059-229-3140
FAX 059-229-3354
E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp



(仮称) 青山高原風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価
方法書に対する環境の保全の見地からの意見

1 総論

- (1) 本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましい事業であると考えられるが、周辺地域住民の合意のもと受け入れられた事業であることが前提と考える。
- 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」（2017年3月策定）に基づき、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めるなど地域住民等との十分なコミュニケーションを図ること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響の予測については、これまでの専門家の助言等を踏まえつつ、入手できる最新のデータや知見に基づき行うとともに、できる限り定量的な手法を用いること。また、その結果、重大な環境影響が認められるときは、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備の配置や構造の見直し等、その回避・低減を優先的に検討すること。
- (4) 本事業の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、綿密に検討すること。
- (5) 対象事業実施区域の周辺には、既に多くの風力発電所が稼働中及び計画中であり、複合的な影響が懸念されることから、可能な限り情報を共有し、環境影響評価に反映させること。
- (6) 本事業における工事については、既存の管理用道路や風力発電設備の敷地等を有効活用する計画となっている。新たに土地を改変する場合は、地形の改変面積を極力最小限にするなど、環境への負荷を低減するよう検討すること。また、工事の影響については、事前の調査をもとに慎重に検討すること。

2 各論

(1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域周辺及び工事関係車両の主要な走行ルート周辺には、住居地域が存在していることから、工事用資材等の搬出入の際には周辺住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、十分な調査、予測及び評価を行うこと。

イ 建設機械の稼働及び風力発電設備の稼働における騒音の調査については、最寄りの住宅等までの離隔距離が確保されているなどの理由から調査を実施しないこととなっている。

環境影響評価法第8条第1項に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者から提出のあった方法書に対する意見書には、これらの騒音による影響を懸念する意見が寄せられている状況にあることから、丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の調査も検討すること。

また、騒音等の調査を実施する場合は、環境省が平成29年5月26日に公表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」の内容を参考に、季節に留意しながら調査、予測を行い、風力発電設備の機種や適正な配置の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価を行うこと。

(2) 水質

ア 当該事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、森林法に基づく水源涵養保安林が存在する地域であり、当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している。

また、事業実施区域の下流には表流水を原水とする水道水源(榎原川)が存在し、近年、水源上流の土地改変等により濁水の流入に苦慮している状況である。

このことから、風力発電設備の基礎工事等(既設の風力発電機の撤去を含む)に伴う水環境への影響については、浄水場の運転及び水道水質等に影響を及ぼすことがないよう、綿密な調査、予測及び評価を実施し、影響が認められる場合には、当該影響が回避、低減されるよう、必要な環境保全措置についても具体的に準備書に記載すること。

イ 工事の実施により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置について、近年増加している集中豪雨の傾向を踏まえ検討すること。

(3) 動物

事業実施想定区域及びその周辺において、クマタカをはじめとする希少猛禽類及びコウモリ類の生息情報があり、また三重県指定希少野生動植物種であるサシバ等の渡りの経路となっている可能性がある。

のことから、既存風力発電所の設置の際に行った環境影響評価等や稼働中に行った調査結果、さらには専門家等からの助言を踏まえ、鳥類及びコウモリ類に関する適切な調査及び予測を行うこと。また、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を講ずることにより、これらへの影響を回避又は極力低減すること。

(4) 景観

「青山高原」を含む山並みは、津市景観計画において、山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る。」と定めている。

のことから、フォトモンタージュの方法による眺望景観の変化の程度の予測を行うにあたっては、複数地点からのフォトモンタージュが不可欠であるため、主要な眺望点はもとより、平野部など、住民等の意見を踏まえた、複数地点からのフォトモンタージュを追加・作成すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

本事業の事業実施区域を含む青山高原は、室生赤目青山国定公園の一角を形成し、笠取山に続くなだらかな草原地帯には、春に「市の花」であるツツジが、秋にはススキが一面を覆い、多くのハイカーをはじめとする観光客が訪れる「人と自然との触れ合いの活動の場」となっている。

また、国内最大規模の風力発電所を有する高原としても知名度が高く、県内外から年間を通じてドライブやツーリング客等で賑わう観光スポットにもなっている。

本事業に伴い、風力発電設備の単基当たりの大きさは大型化する計画であることから、観光資源としての魅力、価値を下げる事の無いよう、また観光客に不快感や威圧感を与えぬよう、「人と自然との触れ合いの活動の場」への影響について十分な調査、予測及び評価を実施すること。

(6) その他

事業の実施に伴う建設機械、車両、資材の搬出入等については、交通安全対策を十分に検討すること。